

手形取引における信用純化と不渡処分との関係（二・完）

—日本—台湾—中国の比較研究—

李 偉 群

目次

- 一 はじめに
- 二 日本の不渡処分制度
 - 1 信用純化と不渡処分との関係
 - 2 不渡処分制度の沿革
 - 3 不渡処分の目的およびその効果
 - 4 不渡処分者照会センター
- 三 台湾の不渡処分制度
 - 1 不渡処分制度の沿革
 - 2 不渡小切手の多発の原因
- 3 手形法の刑罰重視とそれにより浮上した問題（以上193号）

- 4 手形法の刑罰規定の廃止
- 5 信用取引の健全な発達——不渡処分制度の合理化と信用情報の充実

四 中国の不渡処分制度

- 1 不渡処分制度の沿革
- 2 「三角債」の問題
- 3 日本法、台湾法から中国法への示唆
- 4 中国における不渡に対する立法、政策提言

三 台湾の不渡処分制度

4 手形法刑罰規定の廃止

一九八四年一二月一九日、台湾行政院は、手形法の刑罰規定を廃止することを骨子とする改正案を立法院に提出した。二年間に及ぶ議論を経て、当該改正案は最終的に立法院第一期第七七回会議において一九八六年六月二〇日に採択され、一九八六年一二月三一日から施行された。

行政院の財政部は、刑罰規定を廃止する改正案を立法院に提出するに先立ち、第一四一条の刑事責任の廃止につ

いて、学者や金融界および商工業界の代表を招聘し、討論会を開催した。各代表者は刑罰の廃止案をめぐって、活発な議論を闘わせた。手形法の刑事責任問題について、討論会では刑罰規定を維持する説（以下「維持説」という）と、刑罰規定を廃止する説（以下「廃止説」⁽⁴⁷⁾という）が対立した。⁽⁴⁸⁾ 以下では、手形法第一四一条規定の存否をめぐる当時の学説状況を紹介する。

（1）学説状況

第一に、維持説は、以下の理由から手形法第一四一条の規定を存続させると主張する。

①不渡小切手は、所持人の手形上の権利に損害を与えるだけでなく、手形取引の安全または社会公益にも破壊的な影響を与える。手形法の刑罰規定は、実質的な刑事罰の一種として、不渡小切手の防止や取引秩序の維持に重要な機能を果たしている。このような刑罰の規定は、手形法に限らず、その他の法律においても、たとえば会社法、保険法、漁業法にも同様に存在する。⁽⁴⁹⁾

②手形法第一四一条が不渡小切手の振出人に刑罰を科すことにより、以下の二つの効果が期待できる。一つは、厳しい刑事制裁は、支払義務を負った振出人に対して強い圧力となり、小切手の支払を事実上強制することである。もう一つは、不渡小切手の振出人に対して刑罰を科すことにより、所持人が安心して小切手を受け取ることができることである。

手形法に刑罰規定があるにもかかわらず、今日不渡小切手がこのように多発している中で、刑罰を廃止すれば、不良小切手がさらに大量に乱發され、横行することが予想され、取引秩序に混乱が起こることは必至である。そうなれば、商取引の衰退を招き、経済発展にマイナスの影響を及ぼす。

③刑罰規定を廃止することは、必ずしも台湾の国家イメージの改善に結び付かない。確かに、刑罰規定を廃止す

れば、手形不渡事件がなくなり、刑事案件総数も大幅に減少しようが、他方では、手形不渡事件がなくなる代わりに、小切手を悪用した詐欺案件が頻発し、それとともに刑事案件の割合も著しく高くなるであろう。結局、それは、ただ刑事案件の件名が手形不渡事件から詐欺案件に変更されるにすぎず、国家イメージの改善について、何らの積極的な効果をもたらさない^[51]。

④欧米においては、信用情報機関の充実が、信用取引の秩序維持に大きな役割を果たしている。このような厳しい社会制裁により、欧米では小切手の不渡が少ない。これに対し台湾では、小切手の不払者に対する社会制裁制度が未だ形成されていない。したがって、不渡小切手の有害性に鑑み、取引秩序を確保すべく、手形法の刑罰規定を強化することが必要である。^[52]

これに対して、廃止説は、以下の理由を挙げて、手形法第一四一条の規定を廃止すべきであると主張する。

①刑事责任の本質は刑罰である。刑事责任は、行為者の悪意に基づく。したがって、故意があれば、行為者に責任があり、逆にそれを欠けば責任がない。また、過失の犯罪に対しては、法律に規定があるものに限り刑事责任が問われる。手形法第一四一条には、このような明文規定がないゆえに、過失により不渡小切手を出しても当該振出行為は罰せられるべきではない。逆にいえば、手形法第一四一条は、故意でなされたものに適用されるにとどまるべきである。^[53]

以上のような前提に立つて、台湾で頻発した不渡小切手の実際の状況を具体的に分析する必要がある。第一に、昨今の手形不渡の実情からすれば、振出人の資金繰り困難や不況などの原因で資金ショートを起こして不渡になるケースが極めて多い。司法行政部の調査結果によれば、不渡小切手の八〇%以上の振出人は、犯罪の意識を持たない。第二に、同調査結果によれば、不渡小切手の一五%以上の振出人が、先日付小切手の振出の際に、期日がくれ

ば支払に応じられる自信を欠いているが、たとえそうだとしても、必ずしも振出人に犯罪の故意があるとは言いきれない。このような状況により、手形不渡事件において、過失で不渡小切手を振り出す場合が圧倒的に多いことがわかる。手形法第一四一条の趣旨に従えば、これらの多数の振出人に対して刑罰を科する根拠は存在しない。

②手形法の刑罰規定の存在は、不渡小切手発生の抑制に役立っているというよりも、むしろ不渡小切手の氾濫を促進させているといつてよい。その理由は、以下のとおりである。

不渡小切手の振出人に対する刑罰は手形法に明示されているため、受取人は、国家の刑罰手段を後ろ楯にして、振出人の信用をまったく調査せずに小切手を受け取る。一方、以上の理由から、受取人が振出人の信用を調査することなく小切手を受け取ってくれるため、振出人は、実力以上に小切手を乱発することが多い。振出人が実力以上金額の小切手を乱発し、受取人が軽率に小切手を受け取る。このような悪循環が繰り返されて、知らず知らずのうちに不渡小切手は激増していく。^[55]

次に、手形取引は、信用をベースにして行なわれるはずであり、刑罰に依存する性格のものではない。したがって、手形法第一四一条の刑罰規定を廃止すれば、受取人がこれまで刑罰に過剰に期待した状況を改められる。^[56]

さらに、手形法刑罰規定は、経済発展の促進の妨げとなり、逆に多くの家庭問題や社会問題を生起するようになった。具体的には、(a)不渡小切手の振出人に対して刑罰を科することによって、振出人が自暴自棄に陥ったり、刑事施設内における様々な悪弊に汚染されることになり、反つて本人の社会復帰を妨げる。(b)「人頭小切手」のようないい場合、無辜の女性たちが不渡小切手の振出人として刑罰を受けており、短期自由刑による女性受刑者の社会生活の中斷は、本人の家庭の分裂を発生させている。(c)小切手が不渡になる場合、振出人が規定通りの期間（七日）内に買戻しを行わないと、手形交換所は、その不渡事件を地方裁判所に移送する（手形交換業務管理弁法第九条）。振

出人は、処罰を免れるため自家から逃亡して指名手配者となる場合が多い。そのことが、その逃亡者に依存して生活する者（妻・子供）の困窮を招くことも稀ではない。(d) 服役者の激増により、監獄の監舎の不足も大きな問題となっている。このように、手形法の刑罰規定が存在するため、社会的混乱が目立つている。それを避けようとすれば、手形の刑罰規定を削除するほかない。

(3) 手形法の刑罰規定が存在するため、手形事件の増加が目立ち、しかも毎年新記録をつくるというようなことになつていて、国連の統計によれば、台湾は世界で犯罪率が最も高い国である。これにより台湾の樹立する国際イメージは大きな損害をこうむつた。^[58]

(4) 商事法の中では、手形法の国際共通性がもっとも高い。手形法の刑罰規定を廃止するか否かについては、諸外国の手形の立法例を参照して判断すべきである。世界各国の手形立法例に鑑みれば、ごく少数の国を除き、不渡を出すこと自体についての刑事制裁規定は手形法にはない。台湾の手形法は、これを多くの国の手形法と協調一致させるために、その刑罰規定を廃止しなければならない。^[59]

(2) 総括

社会の秩序の維持は苛酷な処罰や厳しい法律により実現されると主張するのが、数千年にわたって中国に流れている伝統的な刑法思想である。手形取引秩序の維持のため、一九六〇年から一九七七年までの間に、台湾手形法第一四一条一項の一連の改正を通じて、刑罰が漸次加重されたという過程は、中国の伝統的な刑法思想を強く反映したものと考えられる。しかし、重い刑罰を科することが必ずしも社会秩序の維持に有効ではないという事実を、台湾手形法第一四一条一項の改正の失敗は証明している。

維持説は、振出人の故意、過失を問わず、小切手の不渡結果が発生すれば、不渡発行者に刑事責任があるという

結果重視の観点から、手形取引に刑事罰を適用すべしと主張した。⁽⁶⁰⁾しかし、手形取引に國家公権力を用いて刑事罰を持ち込むことにより、かえつて法の権威が失われてしまった。この二〇数年の結果にみられるように、不渡小切手の振出について刑事責任を厳しくしても、不渡小切手の多発を防ぐことができず、かえつて重大な社会問題が引き起こされてしまう。したがって、信用取引の秩序維持を図る手段としては、刑事責任の加重によるのではなく、事前の予防対策を講ずる必要がある。手形の受取人が信用調査をなすことによって不渡を生ずるような信用不良の振出人を入口であらかじめチェックする工夫がむしろ重要である。

（3）刑事罰の廃止後の概況

一九八六年一二月三一日、手形法第一四一条の刑罰規定が廃止された。このような情勢のなかで、手形交換高や不渡手形（小切手を含む）の実数の動きはどうなったか。また手形事件はどう変化したか。ここでは、一九八七年以後の変化を概観する。

①まず、表5が示すところから、台湾地区の手形交換高の動きをみると、枚数は一九八七年以後一一年連続前年比増加となり、二〇〇〇年には、交換枚数が一億七五〇一万枚余となつた。手形交換枚数の増加の影響は、手形交換金額にも及び、金額は一九八七以後八年連続前年比増加となつた。ただし、一九九七年余（五四兆九五七三億元）をピークに、以後三年減少が続いている。

不渡手形実数の推移をみると、一九八七年における不渡手形の枚数は、三四万九五九五枚で、一九八四年（五四万一千九三五）比三五・四九%減少となつた。同年の不渡手形枚数の手形交換に占める割合は〇・三九%となり、一九八四年（〇・六七%）比をみると、五八%減という大幅な低下を示している。なお、不渡手形枚数の手形交換に対する割合は、一九八七年から一九九四年までの間は、刑罰廃止前の一九八二年から一九八四年の時期よりも一貫

して下回り続けた。

不渡手形金額の推移をみると、一九八七年における不渡手形の金額は、三七九・七八億元で、一九八四年（六二四・八六億元）比四〇・一七%減少となつた。不渡手形金額の手形交換に占める割合をみると、一九八七年には〇・二二%となり、一九八四年（〇・四四%）と比べると、半減している。なお、不渡手形金額の手形交換に対する割合についても、一九八七年から一九九二年の期間を通して、刑罰廃止前の一九八二年から一九八四年の時期よりも下回り続けている。

以上の分析からわかるように、不渡手形実数は、枚数においても、金額においても、大幅に減少した。これは、明らかに一九八六年の手形法改正により、第一四一条の刑事罰規定が廃止されたことがもたらした結果であるといえよう。

もつともその後、一九九二年から二〇〇〇年の時期に不渡手形の枚数は増加に転じた。また、一九九〇年から二〇〇〇年の時期に不渡手形の総額も上昇に転じた。

②刑事案件における手形判決の件数は当然のことであるが、法改正により激減した。前に示した表2の続きを表6として次に掲げておく。

5 不渡処分制度の合理化と信用情報の充実

台湾にも、日本と同じような不渡処分制度が存在した。しかしそれは、十分に機能しなかつた。そのため、台湾の手形法は、一九六〇年以降、不渡小切手を振り出した者に自由刑までをも課すことによつて不渡問題に対処しよ

手形取引における信用純化と不渡処分との関係（二・完）（李）

〔表5〕台湾地区手形（小切手を含む）の交換高・不渡実数及び交換高に対する不渡手形実数の比率（下記グラフ参照）（比率は四捨五入）

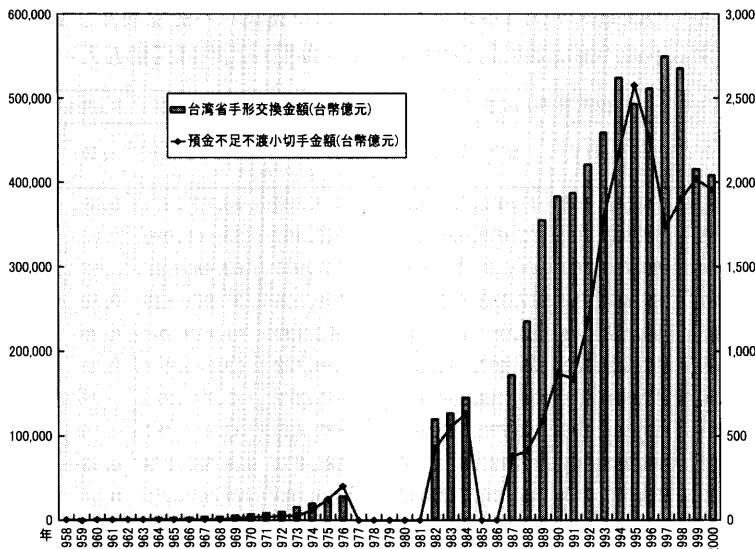
年	台湾省手形交換高		預金不足不渡手形実数		対交換高比率(%)	
	枚数(枚)	金額(千元)	枚数(枚)	金額(千元)	枚数	金額
1982	76,501,457	11,915,594,133	454,523	43,391,274	0.59	0.36
1983	78,933,795	12,660,698,560	515,462	55,900,080	0.65	0.44
1984	80,759,660	14,556,284,902	541,935	63,486,116	0.67	0.44
1987	89,464,918	17,182,835,850	349,595	37,978,646	0.39	0.22
1988	99,178,343	23,557,744,045	355,133	41,499,283	0.36	0.18
1989	107,429,781	35,457,352,853	380,772	59,305,447	0.35	0.17
1990	112,578,911	38,243,203,904	475,372	87,381,876	0.42	0.23
1991	123,504,105	38,729,505,200	483,438	83,943,191	0.39	0.22
1992	136,788,365	42,125,842,006	586,203	119,539,278	0.43	0.28
1993	150,017,795	45,976,722,337	815,209	178,907,316	0.54	0.39
1994	158,827,925	52,332,192,931	890,491	217,363,484	0.56	0.42
1995	162,230,339	49,328,150,210	1,091,820	257,736,700	0.67	0.52
1996	169,115,400	51,183,229,554	1,084,173	225,932,875	0.64	0.44
1997	170,955,364	54,957,384,736	910,570	174,213,441	0.53	0.32
1998	171,958,563	53,492,104,457	899,789	189,979,337	0.52	0.36
1999	170,228,236	41,488,832,924	882,244	202,073,105	0.52	0.49
2000	175,018,631	40,835,006,949	829,194	195,845,142	0.47	0.48

（注）以上のデータは、台北手形交換所から提供された。しかし、残念ながら、一九七八年から一九八一年までのデータおよび一九八五年から一九八六年までのデータが欠如している。

〔表6〕台湾地方法院第一審手形案件の統計
（比率は四捨五入）

年	刑事案件総数	手形案件件数	対総数比率 (%)
1985	249,357	176,962	70.97
1986	186,730	110,985	59.44
1987	120,204	44,706	37.19
1988	73,252	14	0.02
1989	78,033	0	0.00
1990	95,233	0	0.00
1991	106,707	0	0.00

（注）1992年（司法院）司法統計年報による。



うとした。

ところが、結果からみれば、不渡小切手の刑罰規定は、多くの面で社会の現実生活に適応していないことが明らかとなつた。不渡小切手の発生数は増加し、しかも毎年新記録を更新してきた。最初の改正から二〇数年が経過したにもかかわらず、不渡小切手の多発を防ぐことができず、かえつて服役者が激増するなど、深刻な社会問題を生じたため、一九八六年ついにこの刑罰規定は廢止された。

台湾においてはその後、手形の不渡に対応する制度の確立に向けて、長期にわたり論議がなされた。そしてついに二〇〇〇年、久しく国民党がその立法を待ち望んでいた「新手形信用管理に関する規定」が制定された。本規定は、国際慣例および台湾の実情に適合させることを目的とするものであり、一〇年にわたる事前準備を経て、二〇〇〇年一二月二二日に公布され、二〇〇一年七月一日から施行されることになつた。本規定の公布と施行によって、手形信用純化の制度は新しい段階に歩み入った。

新手形信用管理規定の主な内容は、不渡処分制度の合理

化と信用情報の充実との二つの部分からなっている。

(1) 不渡処分制度の合理化

新手形信用管理制度は、当座預金者と金融業者との間の契約関係をベースにして構築されている。すなわち、本制度の下では、当座預金者が当座勘定開設に際して、当座取引補充条項契約を付随させつつ当座取引約定書をなすものとされる。不渡返却と不渡処分については、この補充条項に従つて処理される。以下では、同条項中の重要なと思われる条文を取り上げてみよう。

①当座取引申請者は、当座勘定開設時に、印鑑カードや手形用紙受取カードを金融業者に交付しなければならない。同金融業者は、手形交換所の取引停止処分者照会センターを通じて申請者の信用を調査する。その開設条件を満たしている場合には、手形用紙が申請者に交付される（第二条）。

②不渡となつた日の翌営業日から三年間は、振出人が決済資金を持出銀行に持参して買戻しすることが認められる。上述の期間中に買戻しが行なわれ、持出銀行からその旨の届があつた場合には、手形交換所はその買戻し期日を不渡記録帳に記録する。しかし、その不渡記録はそのまま残る（第五条）。

③交換所加盟金融機関の取引先が預金不足、取引なし、印鑑相違の事由により一年間に三回不渡手形を出したことを理由に、取引停止処分に付された旨の通知を受けたとき、手形交換所に加盟している全金融機関は、その者の当座取引を直ちに解約するものとし、その通知の日より三年間貸出の取引が禁止される（第八条）。

(2) 信用情報の充実

新手形信用管理制度の中で最も重要なのは、信用情報の充実に力を入れていることである。新たに制定された

「中央銀行手形交換業務管理办法」第二三一条は、「手形交換所は、定期的に、信用不良者のリストを作成し、各金融

機関に通知しなければならない」と規定している。次に、新たに制定された「手形信用資料の問い合わせに関する注意事項」（以下「注意事項」と称する）第二条は、「手形交換所は、取引停止処分者照会センターを設立し、金融機関または公衆の問い合わせに対して、不渡記録など手形信用情報を提供し、協力する」と定めている。

信用調査の内容は、以下の三項目に分けられる。第一が、被調査者に関する過去三年間の不渡手形の総数、総金額等の資料であり、第二が、被調査者に関する過去三年間の不渡返還理由書等の明細資料およびその他の信用に関する資料であり、第三が、過去一年間に、被調査者の資金不足による不渡返却および不渡処分記録の有無等の資料である（注意事項第三条）⁽⁶¹⁾。

取引停止処分者照会センターは、個人と法人の当座取引にかかる取引停止処分の有無を中心とする、いわゆるブラック情報を登録している。一般公衆は、インターネット、電話および文書により、その調査を行なうことができる（注意事項第四条）。

このような制度の下では、不渡手形について、取引をなす際に一応は自らの注意によつてこれを防ぐことができるといえよう。たとえば、振出人が長い間つき合いかつてよくわかっている会社である手形をその会社から直接受け取った場合であれば、一応安心できるであろうが、回し手形の場合は、不渡の懸念を念頭に入れて、取引停止処分者照会センターを通じ、その手形の振出人の信用を事前に調査した上で、受取に応じるようにする。それにより、不渡手形の発生を未然に防止することができる。

（3）新手形信用管理制度の評価

新手形信用管理制度は、三つの点で、評価すべきものであると考える。第一に、新制度構築の目的は、商品経済を健全に発展させ、手形取引の安全、支払確実性の確保の原則を維持し、かつ、不渡処分制度の合理化と信用情報

の充実を通じて、信用取引の純化と信用取引秩序の維持とを実現しようとするところにある。新手形信用管理制度は、この目的の達成に役立つものとなつてゐる。

第二に、不渡処分制度の基礎が当事者の意思におかれることとなつた。従来の取引停止処分は、実定法上、「中央銀行手形交換業務管理辦法」第四〇条に基づいて行なわれていた。したがつて、手形取引の秩序を維持するためには、政府がこのように行政命令をもつて手形当事者の権利を不合理に制限するのが適切か、という問題を抱えていた。

新手形信用管理制度では、取引停止処分の基礎を当座預金者と金融機関とが、契約自由の原則に基づいて当座取引約定書補充条項契約を締結することに求めた。これは、手形の不渡があつた場合に、当該金融機関およびに手形交換所が、手形債務者の承認のもとに、契約条項に従つて取引停止処分を課すことを意味する。したがつて、手形債務者は取引停止処分による不利益を被つても、自らの合意したところに基づくものとしてこれを甘受するほかない。このように新手形信用管理制度が、従来の行政規制とはまったく異なり、契約の自由に立脚しつつ不渡手形の振出人に新たな形の制裁を科しているのは、評価に値すると思われる。

第三に、新手形信用管理制度は、国際的に比較した場合に他国の制度と適合的なものとなつてゐる。まず、新制度は、不渡処分の期間を一律三年とした。従来は「二回の不渡処分を課された者、または不渡処分期間満了後に再び不渡を出し、かつ撤回されなかつた預金不足の不渡記録を一年以内に三回有することとなつた者は、永久に取引停止処分を受けるものとする」（「中央銀行手形交換業務管理辦法」第四〇条三項）と規定されていた。しかし、二回の不渡処分があつたことをもつて不渡発行者を銀行取引から永久的に排除するのは不渡発行者に酷である。そのため、新手形信用管理制度は、日本の経験を参考にしつつ、この不合理な規定を除去した。

次に、不渡手形の発生を未然に防止するためには、不渡を出すような信用の低い人を相手にしないことが肝要である。受取人は、手形を受け取る際に、振出人の信用調査を行なう必要がある。もちろん、それを実現するためには、信用情報の公開度を高めることが必要となる。欧米では、信用情報機関の存在が、信用秩序の維持に大きな役割を果たしている。

台湾新手形信用管理制度は、手形交換所が取引停止処分者照会センターを開設し、信用情報開示を整備することを、その重要な一環としている。それによって不良手形の授受を未然に防止することが可能になる。

このように、台湾新手形信用管理制度は、信用不良者との取引を排除するため、日本のような取引停止の制裁措置を保持し、最も合理な内容を吸収すると同時に、欧米の信用情報機関に照会する制度をも大いに参考している。台湾新手形信用管理制度は、これらの先進各国の制度と一致している点で、国際的な潮流に合致している。

注

- (47) 台湾立法院司法委員会編「票拋法修正草案參考資料專輯」（一九八五年）一四五～一八七頁を参照。
- (48) 梁松雄・前掲注⁽³⁰⁾二五頁、楊大器・前掲注⁽²⁹⁾一三頁。
- (49) 楊大器・前掲注⁽²⁹⁾一三頁。
- (50) 梁宇賢「支票刑罰規定的廢止及其因應之道與建議」『法商學報』（台灣）第二〇号（一九八五年）二三頁、梁松雄・前掲注⁽³⁰⁾二五頁。
- (51) 楊大器・前掲注⁽²⁹⁾一四頁、梁宇賢・前掲注⁽⁵⁰⁾二五頁。
- (52) 楊大器・前掲注⁽²⁹⁾一三頁。

- (53) 台湾財政部編『迎接票拠新時代』四頁（金融人員研究訓練中心、一九八六年）、李永然編『最新票拠權益篇』一二二頁（永然文化出版公司、二〇〇〇年）。
- (54) 戴立寧「空頭支票処刑之問題」『法聲』（台湾）第一四号四一頁。
- (55) 潘維大「票拠法」二四九頁（台湾三民書局、二〇〇〇年）、陳世榮『票拠法実用』二〇五頁（台湾国泰印書館、一九八八年）。
- (56) 謝生富「從速修正票拠法、取消退票刑責、重建取引安全」『法学評論』（台湾）第三号（一九八三年）、施文森『票拠法論』一九七頁（台湾五南図書出版公司、一九八〇年）、蘇秋鎮・前掲注⁽³¹⁾二頁。
- (57) 王仁宏・前掲注⁽³⁷⁾二頁、台湾財政部編・前掲注⁽⁵³⁾六頁。
- (58) 高照雄「違反票拠行為応改為民事責任」『法学評論』（台湾）第四号（一九八三年）五五頁、蘇秋鎮・前掲注⁽³¹⁾三七頁。
- (59) 陶鳴義・前掲注⁽³¹⁾三三頁、王仁宏・前掲注⁽³⁷⁾三頁。陳世榮・前掲注⁽⁵⁵⁾二〇八頁。
- (60) 楊大器・前掲注⁽²⁹⁾四頁。
- (61) 第一、二項目の調査手数料は二〇〇元で、第三項目の調査手数料は一〇〇元である。台北市票拠交換所『申請票信資料手続』を参照。
- (62) (a) インターネットベース：被調査者の番号を入力して、ホームページ上示される手順にしたがつて検索する。(b) 電話ペース：緊急を要する調査については、照会センターに対しても電話による照会をすることができる。ただし、調査内容が第三類のみに限られる。(c) 文書ベース：調査依頼書に被調査者の番号、氏名、職業等必要事項を記入し、手形交換所の照会センターに提出する。

四 中国の不渡処分制度

1 不渡処分制度の沿革

中国の手形交換の歴史を辿ると、清代の末期に遡ることができる。当時、個人錢庄（現代の銀行に相当する）が發展したのに伴い、相互の手形決済の需要が生じ、錢庄たちにより手形交換所が設けられた。^[63]その後、一八九〇年に、上海で「錢業匯画總会」が設立され、ここで集中的に手形交換が行われた。さらに、中華民国時期の一九三二年には、上海で「銀行業同業公会聯合準備委員會」が設立され、これが中国で最初の手形交換所として、手形交換の業務に従事した。一九四五年には、上海で、統一的上海手形交換所が設立された。その後、手形交換所は、武漢、廣州、天津などの各都市にも順次設立された。^[64]

一九三二年の「銀行業同業公会聯合準備委員會」の設立時には、不渡手形発行者に対する制裁はなかつた。一九三五年一二月には、当時の上海銀行・錢庄・信託同業公会が、「資金不足等により不渡小切手を発生する場合、手形交換所は、これを不渡記録書に記録し、かつ、不渡発行者に対して警告を発しなければならない。また、振出人が三回以上不渡を出すとき、手形交換所は、交換加盟銀行がこの者と当座勘定取引および貸出取引を行なうことを期間の定めなく禁止する」との規約を設けた。これが、中国における不渡処分制度の始まりであった。この同業公会の公告は、銀行団体の自律的公約の一種で、法律的には私的な性格を有するものであつた。

一九四九年一〇月一日の中華人民共和国成立後は、中央銀行である中國人民銀行が新しい手形交換所を設立した。ところが、一九五三年、新中国はソ連の銀行体制をモデルにして銀行体制の改革に着手し、銀行の国有化と統

合整理を推し進めた。人民銀行が現金管理、貸付、決済の中心になつたため、信用、取立、送金、支払の機能を有する手形が存在する必要は失われた。こうした状況の下で、手形交換制度はついにその姿を消してしまつたのである。

一九七八年一二月、中国共産党が第一三期全国人民代表大会第三次全会において、党の重点施策を社会主義現代化建設に移すという決定をした。いわゆる経済改革・開放が始まり、経済改革の一環として銀行体制の改革も急ピッチに進められた。

一九八六年四月、中国人民銀行、中国工商銀行および中国農業銀行は合同で「全国銀行同一都市内の手形決済実験交流会」を開催した。当交流会で見解の一致をみたのは、以下のとおりである。⁽⁶⁵⁾ (a) 市場経済の発展に伴い、手形は社会経済活動において企業および個人が資金決済を行うための重要な決済手段となつており、次第に支払・決済の主要な手段になつたこと。(b) 手形制度にとって不可欠である手形交換制度の重要性が各銀行に再認識されており、手形決済センターが行政区域ごとに速やかに設立されるべきこと。⁽⁶⁶⁾ (c) 手形決済センターは中国人民銀行が主管する直属部門とし、中国人民銀行を代表して手形決済職能を行使すること、などである。その後、手形決済センターは全国的規模で急速に設立されていった。

このようにして設けられた中国の手形決済センターは、手形（小切手を含む）の交換決済を業務とする。日本の手形交換所規則や新しい台湾手形信用管理規定に比較して、手形決済センターの規則に取引停止処分制度が定められていないのが、大きな違いである。

では、手形が不渡になる場合、中国ではどのような措置がとられるのであろうか。約束手形や為替手形については、不渡を出すこと自体について、特別な制裁はない。これに対し、小切手が不渡になつた場合、不渡小切手に対

する制裁は、中国人民銀行が制定した行政法規によつて行なわれている。この行政処分制度への移行は、次の二段階で実施された。第一段階として、一九九〇年四月七日に中国人民銀行が「銀行決済制度違反処罰規定」を発布した。同規定第七条は、「振出人が不渡手形を発行するとき、銀行は振出人に対して不渡の処理を行い、かつ額面の五%の相当額（但し五〇元を下回らない）の過料に処する」と定め、さらに、同規定第八条は「小切手の当座預金者が、不渡小切手または署名が銀行に予め届け出た署名鑑に適合しない小切手を発行するとき、銀行は振出人に対して不渡の処理を行い、かつ額面の五%の相当金額（但し五〇元を下回らない）の過料に処する」と定めている。

第二段階として、一九九五年五月一日に「中華人民共和国手形法」が公布され、翌一九九六年一月一日から施行された。手形法の施行に歩調を合わせて、一九九七年九月一九日、中国人民銀行は、手形法、手形管理実施辦法および関連法規に基づいて「支払決済辦法」を制定した。同辦法は、資金不足による不渡発行者に対する行政処罰を強化することを規定している。すなわち、同辦法第二二五条は、「振出人が不渡小切手を発行し、または署名が銀行に予め届け出た署名鑑に適合しない小切手を発行するときは、銀行は、不渡の処理を行う。不渡の場合に、額面の五%相当額（但し一千元を下回らない）の過料に処する。小切手の所持人は、振出人に小切手金額の二%の賠償金を要求する権利を有する」と規定している。

さらに、信用取引の秩序と安全を維持するため、同辦法は、統一手形用紙制度を採用することとした。同辦法第二五六条によれば、「中国人民銀行本店が銀行為替手形、商業為替手形の書式、枚数、色彩、規格を統一し、中国公民銀行本店が認可する印刷所がこれを印刷し、中国人民銀行の各省、自治区、直轄市と計画單列市の支店が、各商業銀行の発注と管理を組織する責任を負う」とされている。

以上から明らかのように、近時の中国における信用取引純化対策は、「行政制裁の強化」と「統一手形用紙制度の

採用」という、二つの柱からなつてゐる。上述のように、中国銀行は中華人民共和国の中央銀行である。また、中國人民銀行は、中国における最高行政機關國務院所屬の一つの部門でもある。それゆえに、中国銀行が制定する規定、辦法は規範的な性格を有し、一種の行政法規であり、法律的には公的な性格を有する。このような観点から、中国の不渡処分制度の性質は、明らかに公的制裁手段であるということができよう。

2 「三角債」の問題

中国では、一九九〇年代に入つて以来、経済生活においていわゆる「三角債」が深刻な社会問題となつた。三角債とは、簡単にいえば、債務者の債権者に対する債務不履行である。

しかし、それは単なる債務不履行ではなく、債務者は債務を負うと同時に、別の債務者に債権を有しているという関係をいう。具体的には、企業同士の商品の売掛債権、買掛債務である。したがつて、せっかくモノが売れていてもかかわらず、その代金が入つてこない。モノを生産するために必要な原材料あるいはエネルギーの仕入代金も払えない。そういうものがお互いにもたれ合つている状態が三角債である。

三角債の発生原因はさまざまである。たとえば、企業の管理体制によるもの、銀行信用貸付体制によるもの、決算支払制度によるものなどがある⁽⁵⁾。これらの制度が市場経済体制にそぐわないことはいうまでもないが、手形取引に關わる信用純化制度の不備が、主な原因の一つであると考えられる。具体例としては、以下のようなものが挙げられる。

まず、中国企業は、自分たちに不利益になると思うと、何かと理由をつけて、いつたん約束したことでも履行し

ないことがある。

次に、ある一部の企業は、たとえ資金があつても、他の企業の資金を占用するために、その債権を回収できないことを理由に債務を返済せず、相手方に利子を払わせている。このような状況のもとで、ある一部の企業は、売掛金が回収不能になるのを恐れて、製品を販売しようとはしない。企業と企業との間で互いに借金を付け回しているだけではなく、企業は銀行からの借入金元金と利子の支払いも延滞化し返済しない。

そのほか、一部の銀行においても、決済観念がルーズで、地方の利益のために、企業の理由なき支払拒絶を審査するときに公正な判断をせず、わざと支払を遅らせたり、手形を返却したり、支払拒絶などを行っているところもあり、これが企業間の不正常な延滞をさらに悪化させている。⁽⁶⁹⁾

さらに、中国企業がマネー経済になじみがないため、債務への意識も希薄である。最近、債権回収不安の問題は外資系企業までにも波及した。納入しても代金が回収できないことは多い。中国市场の開拓にやつてきた外資系企業は今、迷宮のような「流通」の前に立ちすくむ。⁽⁷⁰⁾

中国では、三角債が横行したため、一九九〇年三月に、国务院が全国規模で「三角債」整理施策を展開した。中國人民銀行は延滞解消のための資金を、一九九一年、一九九二年の二年間で、あわせて五五五億元投入した。それによつて連鎖的に延滞が解消された額は、約二二〇〇億元のぼつた。⁽⁷¹⁾

しかし、近年、経済の過熱に伴い、三角債問題が再燃している。国が定めた一〇〇〇社ほどの国有大型中型企業に対し、中国人民银行が実施した調査の統計旬報によれば、一九九六年末で、一二七一社の企業が遅滞に陥つており、延滞金額は、一五三三億であり、債権額の三六・二%を占めている。⁽⁷²⁾

中国の債務の弁済手段に関する制度が整備されていない点が、以上のような三角債の問題が生じる原因の一つに

なつてゐると考えられる。中国国内取引の決済に関する経済契約法（一九八一年制定）⁽⁷⁾では、現金決済を許可されている場合を除き、銀行振替または手形による決済が要求されている（同法第一三条）が、実際には、手形は少なくとも中国の内陸ではまだあまり流通していない。

三角債問題の解決には、手形が全国的規模で広く決済支払手段として用いられるようになつていくことが重要であると考える。したがつて、まず、中国の手形の普及宣伝活動を行う必要がある。

手形の普及とともに、手形信用取引の秩序維持のため、信用の低い者を信用取引から排除する制度が不可欠である。このような見地に立つて、中国もまた、手形の不渡処分制度を実施するのが望ましい。

不渡処分の厳しい制裁効果は、不渡手形を排除して手形取引の信用維持をはかるだけにとどまらず、手形債務者に対するプレッシャーとなり、支払期日における支払事實上強制する効果をもつことになる。その結果、不渡処分制度は、究極的には、手形の確実な支払性を実現する機能を果たすといえ、まさに、三角債問題の解決に繋がる。

確かに、中国の三角債の発生原因はさまざまであるが、今後、手形の利用が徐々に拡大され、加えて、不渡処分制度も今後整備されることによつて中国特有の複雑な三角債問題は、解決する方向に向かうと考える。

3 日本法、台湾法から中国法への示唆

中国の経済体制改革により計画経済から市場経済に移行しつつあるにもかかわらず、市場経済に適する手形取引の信用純化制度は未だ整備されていない。日本や台湾に比べて、不渡処分制度についての研究はかなり立ち遅れている。

しかし、市場経済の規律は、すべての商品社会において共通している部分が多い。したがって、現代国際社会において、先進諸国の完備された決済制度や不渡法理論は、中国の手形決済制度にとつて、絶好の立法例を提供しているといえる。

(1) 日本法からの示唆

日本の不渡処分制度は、正常な商品取引が中断することなく発展してきた社会的条件のもとで生成し、成熟してきたものである。同制度は、私的制裁を通じて、信用取引の秩序維持という公益機能を果たしている。

現在、中国では、約束手形や為替手形が不渡になつた場合、未だ明確な解決方策に欠いている。また、小切手の不渡については、行政制裁として過料が科されているが、その処罰が企業に与える圧力はそれほど大きくないし、効果も薄い。日本では、不渡処分は手形を不渡にするという信用失墜行為に対する厳しい制裁的効果をもつたため、手形の債務者に支払いへの強い圧力効果が生じている。中国の不渡処分制度の整備の面においては、日本の先進的な経験を大いに参考すべきであると考える。

(2) 台湾法からの示唆

台湾における不渡制度の発展過程から、中国法に対して、次の啓示が得られる。すなわち、①中国では、「刑を重んじ、民を軽んずる」という観念が長期に亘つて支配的な地位を占めてきており、これが近代まで根強く残されていた。しかし、手形取引の領域で国家公権力を用いて刑法的な圧力を加えようとすれば、かえつて法の権威が失われてしまう。台湾手形法第一四一条項の改正が失敗に帰したこととはこれを証明している。

②手形の受取人は、自らの責任で受け取つたのであるから、不渡そのものに対する刑事处罚は必要でない。中国における手形取引は、まだ政府の規制対象となつてゐる。不渡に対する处罚は行政法規に基づき行われてゐる。し

かし政府の手形取引市場への過度の干渉は往々にしていびつな発達をもたらすおそれがある。手形取引市場の発展に伴い、政府の干渉の程度も徐々に軽減されなければならない。

この点に関して、台湾の新手形信用管理規定では、従来は行政規定に定められていた不渡処分の内容を取り除き、不渡処分条項を当座取引約定書補充条項契約に持ち込んだ。台湾の新手形信用管理規定は、従来の行政規制とはまったく異なるものとして、契約の自由に立脚しつつ、不渡発行者に対する新たな形の制裁が科されている。不渡手形の多発を防止するため、台湾の柔軟な対策が中国今後の不渡処分制度の整備に与える示唆は少なくない。

③不渡処分制度が、信用純化に大いに機能していることは疑いのないところである。にもかかわらず、併せて信用情報機関の機能を一層充実させていく、いろいろな手段を結合して結果的には信用浄化の目的を果たすというのが、最善の方法であると考えられる。台湾の新手形信用管理制度は、日本の不渡処分制度を参考にしつつ、英米諸国の信用情報開示制度も取り入れている。中国の手形取引信用純化制度は、日本および英米等先進国の制度と足並みを揃えるために、台湾の立法経験と実務を参考としなければならない。

(3) 小括

中国における信用取引純化対策の研究については、中国がWTO（世界貿易機関）に加盟してその研究の重要性が増しているにもかかわらず、その研究成果は皆無といってよいほどである。こうした現状を考えれば、信用取引秩序の維持のため、さらに、中国の手形制度を一層発展させるため、不渡処分制度が長い歴史をもつ日本の理論研究成果と実務を参考にし、その中から多くの有益な要素を吸収するのが重要であると思う。同時に、中国と台湾とは言語、文化および伝統が相同意するから、中国は信用純化の方策において、中国の一歩先を行った台湾から手形信用管理制度を学ばなければならぬ。

4 中國における不渡に対する立法、政策提言

前述のように、三角債問題は、現在の中国において極めて重要な意義を有する社会問題である。筆者は、中国手形法の枠は導入されたものの、決済制度や不渡制度があまりはつきりしない点が、三角債が生じる原因の一つと考えている。

三角債この問題は、国家が行政命令を出して無理やり介入して解決できる性格のものではない。問題解決のカギは、決済制度や不渡制度の整備が握っている。その意味で、決済制度や不渡制度の整備が急務となつてゐる。

① 決済制度の確立

まず、立法部門は、企業間の商業信用行為をルール化する法規を早急に整備しなければならない。これらの法規により、手形決済の正常な秩序を確立することができる。

次に、銀行の決済業務をさらに改善し、決済ルールを強化しなければならない。手形の勝手な支払遅延や返却により、決済を遅延させたり、規定違反の商業手形の発行、引受により現金を不正に取得したり、うそをいつて支払拒絶を行なうなどの現象に対しても、厳格な調査と処理を行なわなければならない。

② 不渡処分制度の樹立

日本であれば、企業が手形を不渡にすれば、銀行取引停止となつて倒産に追い込まれることが往々にしてある。中国の場合は、不渡処分制度が未整備なために、債務不履行のままでも、倒産せずに経営を続けることができる。この点が中国市場の信用が大きく失墜している原因として考えられる。

市場経済は法治経済であり、商品社会は信用社会であるといえる。目下のところ、中国の社会信用は低い状態にあ

り、企業間の無秩序な決済行為は目にあまる。これらの問題を早急に解決しなければ、その経済全体に与える破壊性は高い。したがって、手形取引の信用を害して経済界一般に大きな弊害を及ぼす不渡手形の横行を防止する措置が是非とも必要である。その意味で、決済制度を確立すると同時に、不渡処分制度の発展にも一層力を入れるべきであると思われる。

③不渡処分者照会センターの設置

上述のように、日本も台湾も、手形交換所によつては不渡処分者照会センターを設け、加盟銀行（日本の場合）または一般公衆（台湾の場合）の照会に応じて回答し、信用取引の純化に役立てている。中国の手形交換所も、今後不渡処分制度の導入に伴つて、不渡処分者照会センターを設置すべきであると考える。

④中国では、市場経済の発展に伴い、信用取引が必要不可欠なものとなつてゐる。信用取引にあつては、まずは相手となる人の信用状態を調査し、情報の収集に努めることが、出発点となる。このような観点からは、台湾の新手形信用管理制度が、信用情報開示制度を取り入れるものとなつてゐることが大いに参考になる。近時、中国においても初の個人信用情報センターが設立された。⁽⁷⁴⁾これは消費者金融の円滑化をはかるために、個人信用情報を扱う機関として出発しているが、今後は社会に関する信用情報提供の機能を担う機関の整備をもはかることによつて、信用取引が健全かつ円滑に行なわれるための体制を強化する必要があると考える。

注

(64) (63) 中国人民銀行編『上海錢庄資料』一二二頁（上海人民出版社、一九六〇年）。
趙新華『票據法』二八七頁（吉林人民出版社、修訂版、一九九六年）。

(65) 覃有土＝李貴連『票拋法全書』三一五頁（中国検察出版社、一九九四年）。

ここでいう行政区とは、主に市、県のレベルをいう。

(66) 中国銀行の本店は北京に置かれており、全国に多くの支店を有する。すなわち、中国銀行の組織機構として、本行（本店）の下に各省、自治区、直轄市に支行（支店）を設けることになっている。中国銀行の支行は、本行の派出機関であり、主たる職責は、本行の授權に基づき、主として自らが管轄する地域の金融の監督管理を行うものであり、地方經濟發展のための資金調達には責任を負わない。各地の手形決済センターは、同クラスの中国人民銀行の支行と同じ手形交換機構を設置している。以上は、黃鑑軍『中国銀行史』二二一頁（山西經濟出版社、一九九四年）を参照した。

(67) 梁慧星『物權法』王家福＝加藤雅信『現代中國法入門』一五一頁（勁草書房、一九九五年）。

(68) 羅光林『發展票拋信用對規範我國經濟秩序的作用』『鄭州大學報』第三〇卷一号（一九九七年）五四頁。

(69) 「進出企業阻む流通の壁」日本経済新聞二〇〇二年六月一九日一面。

(70) 戴相龍編『桑田良望訳』『中国金融讀本』二〇八頁（中央経済社、一九九九年）。

(71) 戴相龍・前掲注(7)二〇九頁。

(72) 従来、中国契約法として、經濟契約法、涉外經濟契約法、技術契約法という三つの單行契約法が存在した。しかし、改革の深化と拡大および經濟取引の巨大な發展に伴って、それらの契約法の規定は現状に完全に応じ切れなくなつたため、一九九九年に契約法が制定されることになった。円谷峻＝市川英一『中華人民共和国契約法』横浜國際經濟法学第九卷三号（二〇〇一年）三五六頁を参照。

(73) 上海市情報投資株式会社、上海市情報センター、上海中匯金融諮詢有限公司が共同出資して、一九九九年七月、中国初の個人信用情報センターである上海資信有限公司が設立された (<http://www.shanghai-cis.com.cn/gdgc1.htm>)。

(74) 二〇〇〇年七月一日、上海資信有限公司が、登録情報の内容を整備し、コンピュータ・システムを導入した個人信用情報セン

ターとして業務を開始した。上海資信有限公司へ登録される情報の種類および内容は、以下のようなものが挙げられる。
①消費者ローンの貸出情報（借入日、借入金額、返済日、ローンの種類）、②完済（完済金額、完済日）、③遅滞回収（延滞回収日、延滞金額）
④信用利用の年数、⑤消費者の勤務先、年収、資産記録、などである。ブラック情報登録期間は、原則としてその事実の発生日から七年間である（<http://www.shanghai-cis.com.cn/grxpg1.htm>）。

一般公衆は自分自身のデータに関してインターネットや電話による照会を行なうことができる。また、二〇〇〇年七月から現在まで、二四〇万件の個人信用情報が登録された（<http://www.shanghai-cis.com.cn/cpfw1.htm>）。

一九九〇年代の半ばに、中国では、消費者金融の拡大傾向が顕著となつた。住宅ローン、自動車ローン、家電ローン、私費海外留学ローン等の利用者が増え、個人を対象とする金融サービスを充実させていくことが求められた。二〇〇一年七月に、中国经济景気監測センターが中国の北京、上海、鄭州、武漢、成都および西安の六大城市で二二〇〇人を対象に実施したアンケートで、「消費者ローンの普及は拡大するか」との問い合わせに対し、八一・六%の人が肯定的な回答を寄せた。この調査結果からみれば、これから中国の消費者金融がいつそう拡大することが予想される。一方では、無担保・無保証の消費者金融の拡大は、簡略な貸出審査、確実な信用判断を金融機関に要請することになり、そのため、個人信用情報センターの機能拡大が必要となる。

〔八一・六%的中国消費者認可信貸消費〕中文導報二〇〇一年八月三〇日一四版を参照。

信用情報機関は、欧米では一〇〇年以上の歴史がある。同機関は不渡処分制度に代替する機能を果たしている。以下のところ、中国の個人信用情報センターは、摇籃期にあるものといえよう。今後は個人信用情報センターの機能を拡充発展させる方向に進めるべきであると思う。